様式第三十二を次のように改める。

様式第32（第137条関係）

表

第　　号

割賦販売法第41条の規定による
立　入　検　査　証

写　真

（押出スタンプ割印）

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　印

裏

割　賦　販　売　法　抜　す　い

第41条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

2　内閣総理大臣は、前条第2項、第4項又は第6項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又は第35条3の61の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード番号等取扱事業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

4　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）をさせることができる。

5　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）させることができる。

6　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第35条の3の42各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）をさせることができる。

7　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8　第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

9　内閣総理大臣は、第2項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

第53条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は50万円以下の罰金に処する。

十　第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。